指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自己点検表【病院又は診療所】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医療機関名 |  | 電話番号 |  |
| 所在地 |  | 点検者 |  |
| 点検日 | 年　　月　　日 |

| 点検項目 | | | 自己点検結果 | 今後の改善策（否の場合に記載） | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１  基本方針 | 支給認定に係る障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。 | | 適 ・ 否 |  | ・法第61条  ・法施行規則第60条 |
| 第２  療養担当規程の遵守状況 | （１）受診者の診療を正当な事由がなく拒んでいないか。 | | 適 ・ 否 |  | ・療養規程  ・平18障発第0303002号 |
| （２）医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （３）医療受給者証に記載された医療の具体的方針により診療を行っているか。また、具体的方針の変更が必要な場合は、受診者による市長への申請（具体的方針の変更が必要な医師の意見書を添付）の上で、市長の変更の承認を受けた具体的方針により診療しているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （４）受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （５）支給認定の有効期間の延長が必要と認めたとき等、必要な手続きを障がい者に勧奨する等必要な援助を行っているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （６）指定自立支援医療を診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市から必要な証明書等を求められた時は無償で交付しているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （７）受診者に関する診療録に関する諸記録に、必要な事項を記載しているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （８）診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| 第３  人員体制、設備の整備状況 | （１）患者やその家族へ各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。また、診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されているか。 | | 適 ・ 否 |  | ・平18障発第0303005号 |
| （２）指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が次の要件を満たしているか。 | | 適 ・ 否 |  |
|  | ①当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であるか。 |
| ②それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上であるか。 |
| ③次に掲げる疾患の場合は、次の要件を満たすか。  【中枢神経に関する医療】  　これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象とする医療内容に関連性が認められるもの  【心臓移植】  　心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者  【腎臓】  　血液浄化療法に関する臨床実績が１年以上あること  【腎移植】  　腎移植に関する臨床経験が３例以上あること  【小腸に関する医療】  　中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること  【肝臓移植】  　生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実験が３例以上あること  【歯科矯正】  　これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ５例以上の経験を有していること |
| 第４  その他 | （１）自立支援医療費の請求は適正に行われているか。 | | 適 ・ 否 |  | ・法第58条  ・法第64条  ・法第68条第１項第4号  ・平18障発第0303002号 |
| （２）負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。 | | 適 ・ 否 |  |
| （３）担当する医師又は歯科医師や名称、所在地等が変更となった場合は、速やかに市に届け出ているか。 | | 適 ・ 否 |  |

（根拠法令）

・法　　　　　　　　　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

・法施行規則　　　　　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

・療養規程　　　　　　　　指定自立支援医療（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年2月28日厚生労働省告示第65号）

・平18障発第0303002号 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

・平18障発第0303005号　 指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）「通知１」